

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の
上限の緩和に伴う認定又は承認要件の見直しについて

平素より厚生労働行政の推進に当たりご尽力を頂き、御礼申し上げます。

令和 8 年度税制改正の大綱（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に係る認定又は承認の要件のうち、自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準（1 点 10 円）により計算されることの要件（以下「診療費の上限」という。）に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者（以下「訪日外国人患者」という。）に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところです。

これを受け、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について」（令和 8 年医政発 0331 第 30 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

なお、上記のとおり診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、認定医療法人及び特定医療法人における制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、特に注意することが必要です。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」

(平成 15 年医政指発第 1009001 号)

別添 1

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号)

別添 2

第 2 施行期日等

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。

○「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年 10 月 9 日医政指発第 1009001 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について</p> <p>租税特別措置法（<u>昭和 32 年法律第 26 号</u>）第 67 条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年 10 月 9 日医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添 1 参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添 2 として、告示基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明書を別添 3 として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。</p> <p>なお、「租税特別措置法第 67 条の 2 の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和 63 年 2 月 2 日指第 7 号）は廃止する。</p>	<p>租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について</p> <p>租税特別措置法（<u>昭和 39 年法律第 24 号</u>）第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年 10 月 9 日医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添 1 参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添 2 として、告示基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明書を別添 3 として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。</p> <p>なお、「租税特別措置法第 67 条の 2 の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和 63 年 2 月 2 日指第 7 号）は廃止する。</p>

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）、証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）及び証明願記3（特定外国人患者請求額に関する基準）
 - ・ 付表1（証明願記1、2及び3に係る添付書類）
 - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(八)が添付されているものに限る。）
 - ・ 診療報酬規程
 - ・ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式
 - ・ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）
 - ・ 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
 - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
 - ・ 診療報酬規程

(新設)

(新設)

2 証明願記4（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・ 付表 2（証明願記4に係る添付書類）
- ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

3 証明願記5（年間の給与総額に関する基準）

- ・ 付表 3（証明願記5に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。

4 証明願記6（医療施設に関する基準）

- ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※ 別添 3「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。

5 証明願記7（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・ 付表 4（証明願記7に係る添付書類）

2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・ 付表 2（証明願記3に係る添付書類）
- ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）

- ・ 付表 3（証明願記4に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。

4 証明願記5（医療施設に関する基準）

- ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※ 別添 3「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。

5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・ 付表 4（証明願記6に係る添付書類）

- ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

第2・第3 （略）

別添1

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

（平成15年厚生労働省告示第147号）

第一条 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額 （医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額（ハにおいて「特定外国人患者請求額」という。）を除く。） が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

- ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

第2・第3 （略）

別添1

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

（平成15年厚生労働省告示第147号）

第一条 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

（新設）

三・ホ (略)

二 (略)

第二条 (略)

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

1 (略)

2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

3 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

ハ・ニ (略)

二 (略)

第二条 (略)

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

1 (略)

2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

(新設)

4～7 (略)

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

3～6 (略)

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」(平成15年10月9日医政指発第1009001号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後
付表1
<p>証明書記 1、<u>2 及び 3</u>に係る添付書類</p> <p style="margin-left: 100px;">申請者名 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 医療保健業務による収入金額の明細</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意事項)</p> <p>(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び③の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。</p> <p><u>(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。</u></p> <p>2 自費患者に対し請求する金額 診療収入について、自費患者に請求する金額(特定外国人患者請求額を除く。)は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一基準による。 ・ 同一基準によらない。 <p>3 (略)</p> <p><u>4 特定外国人患者請求額</u> 診療収入について、<u>特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該料金を超えない額である。</u> ・ <u>当該料金を超える額である。</u> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">添付書類</p> <p>○「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日</p>

改 正 前
付表1
<p>証明書記 1 <u>及び 2</u>に係る添付書類</p> <p style="margin-left: 100px;">申請者名 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 医療保健業務による収入金額の明細</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意事項)</p> <p>(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び③の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>2 自費患者に対し請求する金額 診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一基準による。 ・ 同一基準によらない。 <p>3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式

○ 診療報酬規程

○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

5～9 (略)

10 補助金等に係る収入の明細

(表略)

添付書類

- 上記「1 医療保健業務による収入金額の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

4～8 (略)

9 補助金等に係る収入の明細

(表略)

添付書類

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

改正後

付表2

証明願記 4 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正前

付表2

証明願記 3 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正後

付表3

証明願記 5 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

改正前

付表3

証明願記 4 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

改正後

付表4

証明願記 7 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正前

付表4

証明願記 6 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正後		
申請書類一覧		
◎該当する書類にチェックをしてください。		
	申請書類	備考
<input type="checkbox"/>	証明願	
<input type="checkbox"/>	付表 1 (証明願記 <u>1</u> 、 <u>2</u> <u>及び</u> <u>3</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 2 (証明願記 <u>4</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 3 (証明願記 <u>5</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 4 (証明願記 <u>7</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表 <u>十(八)</u> が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/>	診療報酬規程	
<input checked="" type="checkbox"/>	「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式	
<input checked="" type="checkbox"/>	訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類	
<input type="checkbox"/>	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/>	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	証明願記 <u>6</u> 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/>	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式4-1)の写し	
※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。		

改正前		
申請書類一覧		
◎該当する書類にチェックをしてください。		
	申請書類	備考
<input type="checkbox"/>	証明願	
<input type="checkbox"/>	付表 1 (証明願記 <u>1</u> <u>及び</u> <u>2</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 2 (証明願記 <u>3</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 3 (証明願記 <u>4</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 4 (証明願記 <u>6</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表 <u>十(六)</u> が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/>	診療報酬規程	
<input type="checkbox"/>	<u>(新設)</u>	
<input type="checkbox"/>	<u>(新設)</u>	
<input type="checkbox"/>	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/>	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	証明願記 <u>5</u> 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/>	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式4-1)の写し	
※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。		

改正後

別添3

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣
が財務大臣と協議して定める基準のうち第1条第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____

住 所 _____

(略)

改正前

別添3

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣
が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____

住 所 _____

(略)

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>さらに、<u>医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「令和 7 年改正法」という。）</u>が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、同認定制度が<u>令和 11 年 12 月 31 日</u>まで延長（公布日施行）されました。</p> <p>具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日まで認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。</p> <p>第 1 医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。そ</p>	<p>さらに、<u>令和 3 年 5 月 28 日に公布された良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「令和 3 年改正法」という。）</u>により延長されておりましたが、<u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「令和 5 年改正法」という。）</u>が本日（<u>令和 5 年 5 月 19 日</u>）公布され、同認定制度が<u>令和 8 年 12 月 31 日</u>まで延長（公布日施行）されました。</p> <p>具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日まで認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。</p> <p>第 1 医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。そ</p>

の概要は以下のとおりである。

- 1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係）
厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（[令和 7 年改正法](#)により [令和 11 年 12 月 31 日](#)まで延長。）。

2～4 （略）

第 2 移行計画の認定の要件

平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1～3 （略）

- 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）

(1)～(5) （略）

- (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第 4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和

の概要は以下のとおりである。

- 1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係）
厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（[令和 3 年改正法及び令和 5 年改正法](#)により [令和 8 年 12 月 31 日](#)まで延長。）。

2～4 （略）

第 2 移行計画の認定の要件

平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1～3 （略）

- 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）

(1)～(5) （略）

- (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第 4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和

7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(イ)及び(ロ)の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

イ～ト (略)

(後略)

(7) 自費患者に対し請求する金額 (特定外国人患者請求額を除く。) が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第57条の2第1項第2号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ～ト (略)

(後略)

(7) 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第57条の2第1項第2号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(8) 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること(施行規則第57条の2第1項第2号ハ)

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、認定医療法人制度の趣旨(持分の払い戻し等により医業継続が困難になることなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していくためのものであること)を妨げないよう、注意すること。

(9) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(新設)

(8) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益

に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によつては、補助金等に係る収入金額が事業外収益もしくは特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

第 3～第 6（略）

に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

第 3～第 6（略）

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="203 432 322 459">別添様式 4</p> <p data-bbox="297 504 1005 560">医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）</p> <p data-bbox="624 620 887 644">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="506 668 1099 692">法人名： _____</p> <p data-bbox="506 715 1099 738">代表名： _____</p> <p data-bbox="506 761 1099 785">住 所： _____</p> <p data-bbox="226 855 544 879">以下のとおり相違ありません。</p> <p data-bbox="203 903 353 927">1～6 (略)</p> <p data-bbox="203 995 981 1019">7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）</p> <p data-bbox="215 1042 282 1066">(表略)</p> <p data-bbox="215 1088 423 1112">(記載上の注意事項)</p> <p data-bbox="259 1134 1120 1299">(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額 <u>(※)</u> と一致すること。</p> <p data-bbox="259 1321 1120 1345">(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る</p>	<p data-bbox="1144 432 1263 459">別添様式 4</p> <p data-bbox="1240 504 1948 560">医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）</p> <p data-bbox="1563 620 1825 644">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="1444 668 2038 692">法人名： _____</p> <p data-bbox="1444 715 2038 738">代表名： _____</p> <p data-bbox="1444 761 2038 785">住 所： _____</p> <p data-bbox="1167 855 1485 879">以下のとおり相違ありません。</p> <p data-bbox="1144 903 1294 927">1～6 (略)</p> <p data-bbox="1144 995 1921 1019">7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）</p> <p data-bbox="1155 1042 1223 1066">(表略)</p> <p data-bbox="1155 1088 1364 1112">(記載上の注意事項)</p> <p data-bbox="1200 1134 2060 1299">(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。</p> <p data-bbox="1200 1321 2060 1345">(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る</p>

収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額 (※) と一致すること。

(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

7-2~7-8 (略)

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第57条の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額 (特定外国人患者請求額を除く。) は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

9 特定外国人患者請求額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 当該料金を超えない額である
- 当該料金を超える額である

添付資料

収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

7-2~7-8 (略)

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第57条の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

(新設)

○ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式

○ 診療報酬規程

○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

10 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ニ）
（表略）

「医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1～7 （略）

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）
（表略）

「医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1～7 （略）

<p>8 「8 自費患者に請求する金額」 該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p><u>9 「9 訪日外国人患者診療価格」</u> <u>該当する項目欄の□にチェックすること。</u></p> <p><u>10 「10 医療に係る経費等」</u> 「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。</p>	<p>8 「8 自費患者に請求する金額」 該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9 「9 医療に係る経費等」</u> 「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。</p>
--	--